

青森県建築基準法施行細則の一部改正（案）の概要

1. 改正概要

現行の制度では、防火扉の運動エネルギー等に関する定期調査・検査等は、常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）については特定建築物定期調査において実施することとしている一方で、随時閉鎖できる状態にある防火扉については防火設備の定期検査又は点検（以下「防火設備定期検査」という。）において実施することとしています。今般の国の告示改正に伴う青森県建築基準法施行細則（昭和36年2月青森県規則第20号。以下「細則」という。）の改正後は、特定建築物定期調査の対象となる建築物に設置されている「各階の主要な常閉防火扉」※を防火設備定期検査の対象とすることとします。また、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項において、国土交通大臣が定める検査の項目に常閉防火扉に係る項目が追加されたことにより、防火設備定期検査に係る負担軽減を図る観点から、細則を改正し各階の主要な常閉防火扉に係る検査については、特定建築物定期調査の周期と同様の周期で実施することとします。

※各階の主要な常閉防火扉

常閉防火扉のうち、防火設備定期検査の対象となる「各階の主要な常閉防火扉」とは、原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものを対象とします。

なお、「②吹抜きに面して設けられたもの」については、原則、堅穴区画に設ける防火扉を示していますが、堅穴区画のうち、昇降路に設ける防火扉は、従前通り昇降機定期検査の対象となるため、防火設備定期検査の対象外となります。

2. 施行期日

令和7年7月1日

+青森県建築基準法施行細則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定期報告を要する特定建築設備等の指定等)</p> <p>第十一条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるもの（令第十六条第三項に規定するものを除く。）とする。</p> <p>一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）</p> <p>二 防火設備のうち、前条第一項の表に掲げる建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。次号において同じ。）に設けるもの（<u>常時閉鎖した又は作動した状態にあるもの（各階の主要な防火扉に限る。）及び</u>随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）</p> <p>三 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項に規定する換気設備又は法第三十五条に規定する排煙設備若しくは非常用の照明装置のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するもの又は前条第一項の表に掲げる建築物に設けるもの</p> <p>2 施行規則第六条第一項又は第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年九月一日から十一月三十日までとする。ただし、<u>前項第二号に掲げる防火設備及び同項第三号</u>に掲げる建築設備に係る施行規則第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、<u>当該防火設備又は</u>当該建築設備が設けられている前条第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(定期報告を要する特定建築設備等の指定等)</p> <p>第十一条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるもの（令第十六条第三項に規定するものを除く。）とする。</p> <p>一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）</p> <p>二 防火設備のうち、前条第一項の表に掲げる建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。次号において同じ。）に設けるもの（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）</p> <p>三 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項に規定する換気設備又は法第三十五条に規定する排煙設備若しくは非常用の照明装置のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するもの又は前条第一項の表に掲げる建築物に設けるもの</p> <p>2 施行規則第六条第一項又は第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年九月一日から十一月三十日までとする。ただし、<u>前項第三号</u>に掲げる建築設備に係る施行規則第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、当該建築設備が設けられている前条第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。</p> <p>3～5 略</p>